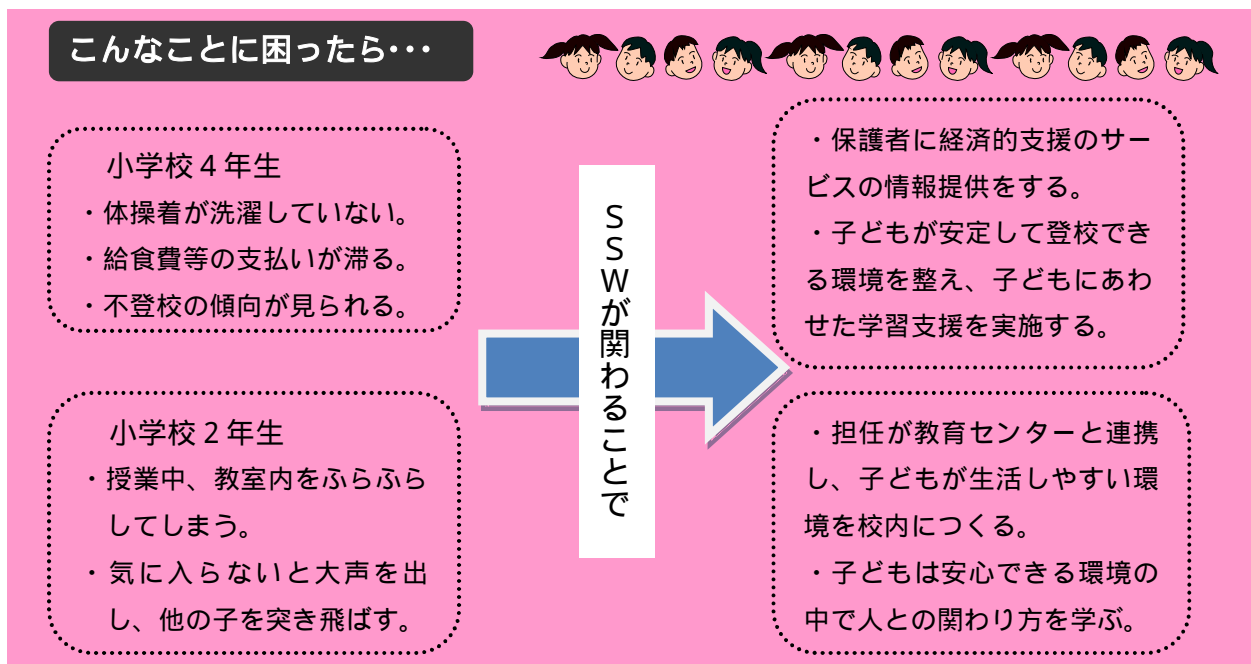


# スクールソーシャルワーカー活用事業リーフレット

## 1 スクールソーシャルワーカー（SSW）とは？

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。

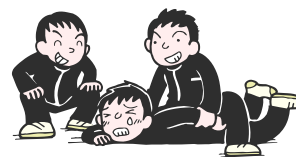
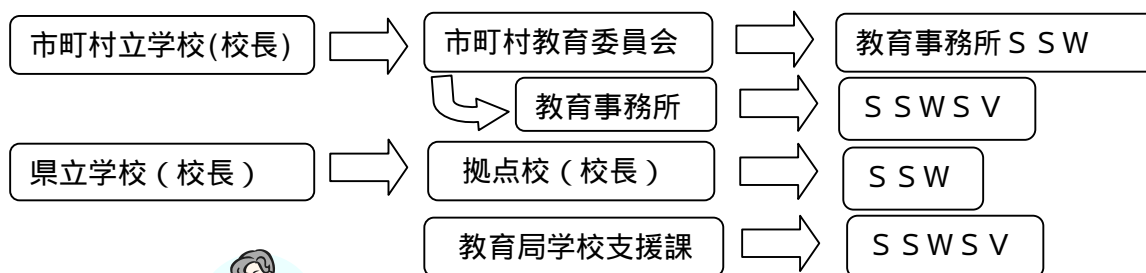


## 2 SSWへの相談について 相談を行うために、次の流れで進めます。

市町村立学校では、各学校の校長を通して、当該の教育委員会に依頼。

県立学校では、各学校の校長を通して、同地区の拠点校の校長に依頼。

派遣困難な場合、SSWSVに対しての依頼もある。



### 神奈川県SSWの活用にあたって

本県において、SSWは児童・生徒や保護者への直接的な個別援助（ケアワーク）中心ではなく、教職員へのコンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）を中心とした活動を重視しています。

### 3 S S Wの職務内容 主なものを抜粋

#### (1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ

- ・ いじめ、暴力行為、不登校など、児童・生徒の問題行動等や児童虐待に関して家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働きかけ

#### (2) 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整

- ・ 関係機関への訪問、電話による情報交換・共有、打ち合わせ

#### (3) 学校内におけるチーム支援体制の構築、支援

- ・ 校内ケース会議への参加とケースのアセスメント（見立て）及び、問題解決のプランニング（目標設定と具体的な手立て）へのサポート
- ・ 社会福祉の専門的視点に基づく具体的支援に向けてのコンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）

#### (4) 保護者に対する支援・相談・情報提供

- ・ 保護者への課題解決のために活用できる社会的資源に関する情報提供・サポート

#### (5) 教職員等への支援・相談・情報提供と研修活動

- ・ 教職員の校内研修における講師などを通じて、教職員の児童・生徒支援スキルの向上のための働きかけ・情報提供

### 4 活用にあたっての留意点

各学校及び教育委員会において、相談の際に次の点に留意してください。

#### S S Wの周知と相談受付

児童・生徒及び保護者等にS S Wの周知を図ります。相談者からの申し込みの有無にかかわらず、対象者の実情に応じて、教育相談コーディネーター等担当職員が積極的にアプローチすることも大切です。

#### 相談活動に関するスケジュール等の計画・立案

教職員や保護者等からの相談を受け、適切に相談計画を立案します。



S S Wに関する他の内容につきましては、県教育委員会のホームページを御覧ください。( <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417834/p477052.html> )

問い合わせ先

神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課

〒231-8509 横浜市中区日本大通33

電話 (045)210-8292